

24生産第1618号  
平成24年9月7日  
一部改正（25生産第742号）  
平成25年5月29日

関係団体の長 宛

農林水産省生産局農産部穀物課長

## 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）に基づく管理・指導をお願いしてきたところです。

平成25年産の稲及び麦については、平成25年3月19日に改正された「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）、平成25年産麦わら及び平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもののうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年5月29日付け25生産第349号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところです。

このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦の副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。

## 記

### 1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを土壤改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づく平成23年産の取扱いに準じることとし、その概要は別紙2及び別紙3のとおりである。

ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

## 関係通知一覧

### 1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」  
(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがらのくん炭の取扱いについて」  
(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)

### 2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」  
(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)
- ・ 「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」  
(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)

## 米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」を「5県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域		利用の判断に用いるデータ
	平成24年産 の稲及び麦 に由来する もの	平成25年産 の稲及び麦 に由来する もの	
米ぬか	玄米の検査 対象17都県	玄米の検査 対象5県	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査 対象17都県	玄米の検査 対象5県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査 対象17都県	玄麦の検査 対象9都県	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値



25生畜第349号  
平成25年5月29日

東北農政局生産部長 殿  
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について

平成25年産の飼料作物については、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月1日付け通知」という。）に基づき、その流通・利用の自粛及びその解除等を判断するよう指導を行っているところです。

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもの（以下「25年産稲わら（25年収集）」という。）については、平成24年に作付けされた稲に由来する稲わらのモニタリング調査等の結果を踏まえ、平成25年産の飼料作物と同様に安全の確保をより確実なものとするため、流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、貴局管内の調査対象県に対し、助言、指導していただくようお願いいたします。

## 記

- 1 25年産稲わら（25年収集）の流通・利用に関する基本的考え方
  - (1) 調査対象県
    - ① 3月1日付け通知に基づく平成25年産飼料作物のモニタリング調査対象県のうち青刈リトウモロコシ等の単年生飼料作物の調査対象県  
岩手県及び福島県
    - ② 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の対象県のうち、①を除く県  
宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県
  - (2) 自粛要請  
調査対象県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して、県内で生産された25年産稲わら（25年収集）の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請する。
  - (3) 調査

25年産稲わら（25年収集）の採材及び放射性セシウム濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、原則として刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものから採材する。

#### （4）流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下のとおりとする。

- ① 調査対象県は、調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査地域の25年産稲わら（25年収集）について、流通・利用の自粛を解除することができる。
- ② 調査対象県は、調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

ただし、上記細分化地域のうち、暫定許容値を上回らないことが調査により確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

- ③ 調査対象県は、調査の結果、暫定許容値を下回った生産ロット（原則として、生産者毎）については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除することができる。

また、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に別途放射性セシウム濃度の検査を実施し、暫定許容値を下回ったことが確認された場合も同様に扱うことができる。

### 3 平成26年に収集する稲わら流通・利用の自粛及び解除等の考え方

平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除等の考え方については、「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づく25年収集稲わらの調査の結果、本通知に基づく25年産稲わら（25年収集）の調査の結果等を踏まえ、別途通知する。

写

24生畜第2444号

平成25年3月1日

東北農政局生産部長 殿

関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

## 平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について

平成24年産の飼料作物については、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年2月3日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知。以下「2月3日付け通知」という。）、「平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年3月2日付け23生畜第2557号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月2日付け通知」という。）、「平成24年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年5月18日付け24生畜第315号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、その安全確保等について指導を行ってきたところです。

平成25年産の飼料作物については、同様の対策を引き続き講じることとし、以下のとおり流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、貴局管内の関係県に対し、助言、指導していただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 平成25年産の飼料作物の安全確保

## (1) 基本的考え方

- ① 調査の対象とする県（以下「調査対象県」という。）は、平成24年産の飼料作物のモニタリング調査において、暫定許容値の1/2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県とし、具体的には飼料作物の区分毎に以下の県とする。

## ア 永年生牧草

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県

- ii 平成24年産夏作飼料作物等のモニタリング調査の結果、暫定許容値の1/2を超える放射性セシウムが検出されなかった地域については、各県は調査を行わないことができる。

② 飼料作物の区分

ア 永年生牧草

イ 夏作飼料作物等の区分は、以下のi~ivの4区分

- i イネ科の長大飼料作物（青刈りトウモロコシ、ソルガム、スーダングラス等）

- ii WCS用稲

- iii i及びii以外のイネ科の飼料作物（イタリアンライグラス、ひえ、麦類等）

- iv その他の飼料作物

なお、上記ivの区分について調査を実施する場合、又はi~iv以外の区分について調査を実施する場合は、調査対象となる飼料作物の種類について事前に畜産振興課に協議するものとする。また、平成24年産夏作飼料作物等のモニタリング調査の結果等から、暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる平成25年産夏作飼料作物等の区分については、流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

③ 調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

④ 調査時期

調査時期は収穫適期の一週間前以降を目安として実施する。

⑤ 採材及び放射性物質濃度の測定の方法

飼料作物の採材及び放射性物質濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、WCS用稲については、原則刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものから採材する。

⑥ 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下の通りとする。

ア 調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下とな

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知)及び「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について」(平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知)に基づいて対応する。

なお、「25年産米の作付け等に関する方針」(平成25年1月29日農林水産省公表)に基づき作付再開準備、全量生産出荷管理又は全戸生産出荷管理が行われる地域については、WCS用稲についても、当該方針に基づき、吸収抑制対策等の実施、生産管理の徹底等を行う必要があることに留意されたい。

また、水田畦畔に生育する野草を飼料利用する場合の留意点については、別途通知する。

## 25 年産穀類・豆類の放射性物質検査の対象自治体

(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成25年3月19日改正))

分類	品目	「検査の 考え方」 該当部分	対象自治体 (注1)														計						
			青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県		山梨県	長野県	静岡県			
穀類	米	別添7			○	○	○	○	○	○	○	○	○										17 都県
	麦類	別添5		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						5 県
	そば	別添8		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						7 県
豆類	大豆	別添8		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						7 県
	小豆	本文 (注2)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						5 県

注1: 24 年産の放射性物質検査は、全ての品目について、上記全 17 都県において検査を実施したが、25 年産については、24 年 4 月以降の検査結果等を踏まえ、品目ごとに検査対象自治体を設定。

注2: 小豆は、別添ではなく、「検査の考え方」本文の規定(一般ルール)を適用。